

「共通質問事項」（参考モデル）の一部改正について（案）

平成 23 年 4 月 28 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><u>【元利金支払能力＝キャッシュ・フロー創出力の見通しとその要因の確認】</u></p> <p>1. <u>キャッシュ・フロー計画（予測）について</u></p> <p>(1) <u>今後のキャッシュ・フロー計画（予測）を作成していればその内容。また、営業キャッシュ・フロー、投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローに大きな変動が見込まれる場合は、その変動要因（内部要因と外部要因に分けて）</u></p> <p>(2) <u>上記計画（予測）を作成していない場合は、今後の税金等調整前当期純損益、減価償却費、設備投資計画、投融資計画、運転資金増減見通し及びその資金調達方法（自己資金、借入等）、有利子負債残高の見通し</u></p> <p>2. <u>信用格付業者との協議等について</u></p> <p>直近の<u>信用格付業者との協議若しくはレビューの時期及び内容</u>。 また、<u>信用格付業者との議論を踏まえた上で、将来格付に影響を与える可能性のある事項の有無、若しくは格付を変更する（可能性のある）旨の連絡を受けていれば、その内容</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>14. <u>直近の格付機関との協議若しくはレビューについて、その時期及び内容。また、格付機関との議論を踏まえた上で、将来格付に影響を与える可能性のある事項の有無、若しくは格付に影響を与える旨の連絡を受けていれば、その内容</u></p>

改正案	現行
<p><u>【損益計算書、キャッシュ・フロー分析=収益力、キャッシュ・フロー創出力の変動要因の確認】</u></p> <p>3. <u>報告セグメントの内訳について</u></p> <p>(1) <u>売上高、セグメント利益が前期と比較し 10%以上の変動のあるセグメントについて、その要因 (内部要因と外部要因に分けて)</u></p> <p>(2) <u>損失を計上しているセグメントについて、その要因 (内部要因と外部要因に分けて)、収益改善のための対応策と黒字化を見込む時期</u></p> <p>(注) <u>特定の業種においては、各変動要因の説明方法を提示。</u></p> <p><u>【空運】 運賃増減、座席利用率変動、燃料単価変動、為替変動、コスト削減、その他</u></p> <p><u>【海運】 燃料単価変動、為替変動、コスト削減、その他</u></p> <p><u>【陸運】 運賃増減、荷動き増減、コスト削減、その他</u></p> <p><u>【通信】 サービス契約数増減、ARPU 等増減、解約率、その他</u></p> <p>(注) <u>特定の業種においては、次の質問を行う。</u></p> <p><u>【電力】</u></p> <p><u>電気事業営業費用総額の 5%以上の項目で、前期と比較して大幅な増減 (概ね 30%以上) 項目があれば、その変動理由要因</u></p>	<p><u>2. 事業の種類別セグメントのうち、売上高、営業利益が前期と比較し 10%以上の変動のあるセグメント、あるいは営業損失を計上しているセグメントについて、その要因</u></p> <p>(補足的な説明を付加)</p> <p>(従前より確認している共通質問)</p>

改正案	現行
<p>5. <u>開示されている取引を除き、現時点の連結財務諸表に影響は与えないものの、一定期間後に連結財務諸表に影響を与える蓋然性の高い取引・契約等(デリバティブ取引、オフバランス取引、仕組債等を含む。)があれば、その内容(取引額、取引目的、含み損益の状況等)</u></p> <p>(注) <u>特定の業種においては、それぞれ次の質問を行う。</u></p> <p><u>【小売、電鉄、不動産、REIT など】</u> <u>減損の兆候があるとして検討された資産がある場合にはその内容、減損損失を計上しなかった理由</u></p> <p><u>【銀行など】</u> <u>当期末時点における債券ポートフォリオ(国債については期間別に分類の上)について、金利に対する感応度(BPV 等の数値を含む。)</u></p> <p><u>【銀行】</u> <u>債権内容について</u></p> <p>① <u>金融再生法開示債権のうち正常債権を除いた債権(各区分毎)、その他要注意先債権について、前期末と比較して残高が 10%以上あるいは保全率が 10%ポイント以上増減していた場合、その理由</u></p>	<p>9. <u>その他連結財務諸表について</u></p> <p>(1) <u>関連当事者との取引のうち、新たに発生した取引について、その理由</u></p> <p>(2) <u>オフバランス取引について、開示されている他に重要な含み損益を発生させる取引があれば、その内容</u></p> <p>(3) <u>財務制限条項付きの借入契約があれば、対象となる借入金額及びその条項の内容</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(従前より確認している共通質問)</p>

改正案	現行
<p>② <u>破綻懸念先、要管理先、要管理先以外の要注意先及び正常先それぞれの貸倒実績率</u></p> <p>【財務諸表の表示に係る確認】</p> <p>6. 「<u>経営者による確認書</u>」について</p> <p>「経営者による確認書」において、「監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示に係る事項」に記載する項目がある場合、その主な内容。また、<u>今期決算について</u>、監査法人と協議、検討した事項があれば、その内容及び対応状況</p> <p>【リスクファクターの開示の充分性に係る確認】</p> <p>7. <u>事業等のリスク</u>について</p> <p>(1) <u>前期の有価証券報告書「事業等のリスク」の各項目につき、今期の有価証券報告書において追加・変更・削除した事項があればその理由。また、新たに記載を検討したものの記載しなかった項目があればその内容と記載しなかった理由</u></p> <p>(2) <u>前期の有価証券報告書提出日以降に提出した四半期報告書及び発行登録追補書類等(有価証券届出書及び売出目論見書等を含む。)において追加・変更しているものの、今期の有価証券報告書においてそれらを反映していない場合にはその理由</u></p>	<p>16. 「経営者による確認書」において、「監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示に係る事項」に記載する項目がある場合、その主な内容。また、<u>当期において</u>、監査法人と協議、検討した事項があれば、その内容及び対応状況</p> <p>13. 「<u>事業等のリスク</u>」の記載内容について</p> <p>(1) 「<u>事業等のリスク</u>」に記載している以下の項目に該当する事項の有無の検討内容、金額の重要性等から記載が不要と判断した事項についてはその内容と理由</p> <p>① <u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動</u></p> <p>② <u>特定の取引先・製品・技術等への依存</u></p> <p>③ <u>特有の法的規制・取引慣行・経営方針</u></p> <p>④ <u>重要な訴訟事件等の発生</u></p>

改正案	現行
<p><u>【開示された定性情報との関係の確認】</u></p> <p><u>【多店舗展開の小売など】</u></p> <p><u>既存店売上高増収率が前期と比べ 1.0 ポイント以上変動している場合は、客単価や客数等を踏まえ、その要因</u></p>	<p><u>⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項</u></p> <p><u>⑥ その他（上記 5 項目以外の事項、及び継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象で、記載を検討している事項又は事象があれば、その内容）</u></p> <p><u>(2) 将来に関する事項として予想数値を記載している場合（「事業等のリスク」「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」等）、当該予想数値の策定根拠、予想数値達成にあたっての阻害要因</u></p> <p><u>(3) 前期の有価証券報告書における「事業等のリスク」の各項目について、今期の有価証券報告書において記載していない事項、あるいは、前期の有価証券報告書提出日以降に提出した四半期報告書及び発行登録追補書類等（有価証券届出書及び売出目論見書等も含む）において更新しているものの、今期の有価証券報告書においてその更新を反映していない事項があればその理由</u></p> <p>（従前より個別業種ごとに確認している共通質問）</p>

改正案	現 行
<p><u>【電力】</u> <u>需給実績・需給計画において、前期と比較し、発電種別電力量及び販売電力量に10%以上の変動がある場合には、その要因</u></p> <p><u>【銀行など】</u> <u>貸出先等（支払承諾見返、未収利息、仮払金等を含む。）について</u> <u>業種別貸出残高について、今期末に貸出残高の5%以上の残高がある業種のうち、前期と比較して5%以上の変動がある場合には、その増減理由</u></p> <p><u>【銀行】</u> <u>連結自己資本比率の内訳項目のうち、基本的項目及び補完的項目の各々について、前回回答時と比べて10%以上の増減があるものについて、その理由</u></p> <p><u>【ノンバンクなど】</u> <u>利息返還請求（①当期のグループにおける利息返還請求件数及び返還金額、②当期末時点での未解決の利息返還請求件数及び請求金額、③利息返還損失引当金の算出に関する考え方及び算出方法、今後の利息返還請求の見通し）</u></p> <p><u>【REIT】</u> <u>個別物件に関する事項（①新規物件の取得予定の有無、ある場合には、物件の概要、金額、取得予定時期及び資金調達方法、経営成績に及ぼ</u></p>	<p>(従前より確認している共通質問)</p> <p>(従前より確認している共通質問)</p> <p>(従前より確認している共通質問)</p> <p>(従前より確認している共通質問)</p> <p>(新 設)</p>

改正案	現行
<p><u>す影響、②保有物件の売却予定の有無、ある場合には、物件名、金額、売却理由及び経営成績に及ぼす影響、③総賃料収入 5%以上を占めるテナントの退去予定の有無、ある場合には、物件名、時期、経営成績に及ぼす影響、今後の対応方針、④総賃料収入 5%以上を占めるテナントの来期における賃料改定予定の有無、ある場合には、物件名、時期、経営成績に及ぼす影響、⑤個別物件に関する特記事項について、変更、削除あるいは追加がある場合、その理由)</u></p> <p><u>【監査人への協力依頼】</u></p> <p><u>8. 監査人に対する質問事項について</u> 監査意見形成に至るまでに特に検討、留意した事項 (注) ノンバンク等は、利息返還損失引当金及び貸倒引当金の十分性を確認するために実施された手続の内容について質問を行う。</p> <p>(削 除)</p>	<p><u>18. 監査人に対する質問事項</u> ①財務諸表監査、及び②内部統制監査の監査意見形成に至るまでに特に検討、留意した事項</p> <p><u>1. 有価証券報告書に記載された最近事業年度（以下、「当期」）において資本市場から資金調達（コマーシャルペーパーを除く）を行っている場合、また前期以前の資本市場からの調達資金のうち前期末に未充当のものがある場合について</u> (1) <u>調達時期・種類別に、当期中の用途別充当金額、及び未充当金額の用途別・時期別充当計画</u></p>

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>※登録会社の事業特性に応じた財務比率分析を実施したうえで、財務基盤の健全性が損なわれる変化が見られた場合に、個別に追加質問等でその要因と対策を確認する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p><u>(2) 資金調達時における手取金の使途の内容を変更している場合は、変更の内容及び変更した理由</u></p> <p><u>3. 連結貸借対照表について</u></p> <p><u>(1) 前期末又は当期末における総資産の5%以上の科目で、前期末と比較して10%以上の増減がある科目について、その理由</u></p> <p><u>(2) 資産及び負債の「その他」勘定の主な内訳金額</u></p> <p><u>4. 連結損益計算書について</u></p> <p><u>(1) 売上原価率が前期と比較し1%以上の変動がある場合、その理由</u></p> <p><u>(2) 販売費及び一般管理費のうち、販売費及び一般管理費総額の10%以上の科目で、前期と比較して10%以上の増減がある科目について、その理由</u></p> <p><u>(3) 営業外損益の各科目のうち、前期と比較して10%以上の増減がある科目について、その理由</u></p> <p><u>(4) 営業外収益の「雑収入」及び営業外費用の「雑損失」の主な内訳金額</u></p> <p><u>(5) 持分法による投資損益の主な内訳金額</u></p> <p><u>(6) 特別損益の科目毎の具体的な内容</u></p>

改正案	現 行
(削 除)	<p>5. <u>連結キャッシュ・フロー計算書について、前期又は当期において「現金及び現金同等物の期末残高」の20%以上の科目で、前期比で10%以上の変動がある科目があれば、その理由</u></p>
(削 除)	<p>6. <u>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項について</u></p> <p>(1) <u>連結の範囲または持分法適用の範囲を変更した場合はその具体的な変更理由</u></p> <p>(2) <u>前回審査時以降に会計処理の変更が行われた場合のその詳細な内容（変更理由、影響額及び算式等）</u></p> <p>(3) <u>前回審査時以降において新たに採用した会計処理方法がある場合のその詳細な内容（採用理由及び具体的な方法等）</u></p> <p>(4) <u>貸倒引当金（投資損失引当金、債務保証損失引当金等を含む）のうち個別引当分を設定されている場合には主な相手先毎に、①債権総額、②債権の貸借対照表における計上個所、③引当理由、④引当額、⑤引当額の算定根拠等</u></p>
(削 除)	<p>7. <u>注記事項について、保証金額（債務保証と同様の効果を有するものを含む）が連結純資産の1%以上の債務保証先について、①業績及び財政状態、②担保設定状況及び保証料の有無等、③保証理由、④事業内容、⑤貴社との関係</u></p>

改正案	現行
(削 除)	8. <u>重要な後発事象の詳細な内容（発行決議に係る事項を除く）</u>
(削 除)	10. <u>個別財務諸表について</u> <u>(1) 個別財務諸表の勘定科目の変動要因（科目選定基準は連結財務諸表に準じる；上記3-(1)及び4-(2)(3)参照)</u> <u>(2) 売上原価率が前期と比較し1%以上の変動がある場合、その理由</u>
(削 除)	11. <u>関係会社について</u> <u>(1) 前回審査時以降において新たに関係会社になった会社について</u> ① <u>事業内容</u> ② <u>設立理由（株式取得の場合は、取得理由、取得相手先及び取得価格の算定根拠）</u> ③ <u>貴社以外の株主の持分比率、事業内容及び貴社との関係</u> <u>(2) 前回審査時以降において、関係会社に該当しなくなった会社について</u> ① <u>事業内容</u> ② <u>清算理由（売却の場合は、売却理由、売却先、売却価額の算定根拠及び売却損益）</u> <u>(3) 債務超過金額が連結純資産の1%以上の債務超過会社について</u>

改正案	現 行
<p>(削 除)</p>	<p>① <u>債務超過発生要因</u></p> <p>② <u>今後の業績見通し(売上高、経常損益、当期損益)、債務超過解消見込み時期、及び対応策</u></p> <p>③ <u>会計上の手当の状況及び手当を行っていない場合はその理由</u></p> <p>(4) <u>連結経常利益の10%以上の経常損失を計上している関係会社について</u></p> <p>① <u>経常損失発生要因</u></p> <p>② <u>今後の業績見通し(売上高、経常損益、当期損益)、黒字化見込み時期及び対応策</u></p> <p>③ <u>会計上の手当の状況及び手当を行っていない場合はその理由</u></p> <p>12. <u>税務申告書について</u></p> <p>(1) <u>修正申告又は更正があった場合について</u></p> <p>① <u>修正申告を行った又は更正を受けた主な内容</u></p> <p>② <u>上記①の内容毎に、修正又は更正の対象となった理由</u></p> <p>③ <u>上記②に対する貴社の見解</u></p> <p>(2) <u>主な加減算項目(每期恒常的なものは除く)の内容、金額及び税務申告書上において調整を行う理由</u></p>

(削 除)

15. 最近のアナリスト説明会で配布された資料がありましたらその写
し (ご提示下さい。)

(削 除)

17. 財務報告に係る内部統制の評価の範囲及び評価手続き、その他評
価全般について

①貴社として認識している問題点、及び②監査人から指摘されてい
る事項があれば、それぞれの具体的内容及び改善状況 (改善予定)